



横浜中税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 231-8550 中区山下町 37-9 TEL 045 (651) 1321 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

e-Tax 申告について

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます！

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

スマートフォンはこちら



STEP

2

申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP

3

e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、事前に税務署にお越しください。

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

会場	1月				2月				相談対象	時間		
	26	27	28	29	1	2	3	4			5	8
本牧地区センター 中区本牧1-1-1											給与所得者 ・年金所得者 ・納税者 (事業所得者、 不動産所得者)	【受付】 9:00～11:30 13:00～15:30 【相談】
藤棚地区センター 西区藤棚町2-198			○	○			○	○				9:30～12:00 13:00～16:00
税理士会 西区花咲町4-106											給与所得者 ・年金所得者	【受付】 10:00～15:30 16:00～16:00 【相談】

**緊急事態宣言発令により
中止となりました**

○ 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合、住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合などは、税務署の申告作成会場をご利用ください。申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。

○ ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。

○ 会場の混雑を回避するために、受付を早く締め切ることがありますのでご了承ください。

○ お車でのご来場はご遠慮ください。

(裏面もご覧ください。)

申告書作成会場の開設について

～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
2月15日(月)まで	横浜中税務署 7階第一会議室	中区 山下町37-9 横浜地方合同庁舎	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※会場の混雑回避のために、受付を 早めに締め切る場合があります。
2月16日(火) ～3月15日(月)	日石横浜ホール	中区 桜木町1-1-8 日石横浜ビル1階	【相談】 午前9時15分から午後5時まで

(注) 土、日及び祝日を除きます。

2月21日及び2月28日の日曜日は開場します。当日は非常に混雑することが予想されますので、他の日のご来場をお勧めします。

- 令和2年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- 期間によって申告書作成会場が異なりますのでご注意ください。
- **2月16日～3月15日の期間は、税務署内に申告書作成会場はありません。**
- 申告書等の提出のみの場合は、郵送又は税務署窓口にてご提出ください。
- ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

入場整理券はオンラインで
事前発行もできます

LINEアプリで友だち
追加をしてください!



会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えていただくようお願いいたします。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類
(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。

